

被扶養者調査(検認)実施のお知らせ

健康保険組合では、健康保険法および厚生労働省の通達・指導に基づき、被扶養者について、収入や生計維持関係等、厳正なる資格調査を毎年実施しております。
今年度は下記の通り実施いたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 検認対象者 18歳以上の被扶養者(生年月日が平成20年4月1日以前の方)
2. 検認方法 「株式会社 法研」に業務委託します。
対象の方には、ご案内をご自宅へ郵送します。(6月15日発送予定)
『健康保険被扶養者確認調書』(以下調書という)の記載事項に誤りがないか
ご確認いただき、必要事項をすべてご記入(訂正)のうえ、必要書類を添付
して、ご案内に同封の返信用封筒にてご提出ください。(期限厳守)
※調書・添付書類は必ず専用の返信用封筒にて投函してください。
提出先・問い合わせ先は勤務先のご担当者ではありませんのでご注意ください。
3. 提出期限 令和8年7月15日(水) 必着
正当な理由なく期限までにご提出いただけない場合は、被扶養者の認定を
受ける意思がないものと判断し、被扶養者資格を喪失することになります
のでご注意ください。
やむを得ず期限までに提出できない場合は、必ず事前にご連絡ください。
4. その他
 - ・調書には調査対象者のみ記載しています。被扶養者であっても、調査対象外
の方は記載されていません。
 - ・調書は5月29日現在のデータで作成しているため、直近のデータが反映さ
れていない場合があります。すでに扶養削除の手続きが済んでいる場合は、
該当者氏名を二重線で抹消し赤文字で削除日、提出日をご記入ください。
 - ・任意継続被保険者の方は調査対象外です。

※被扶養者が就職した場合や収入超過となった場合、自動的に被扶養者削除となるわけでは
ありません。届出がまだの方は、勤務先を通じて、速やかに扶養削除の申請手続きをお願い
いたします。